

号外 第21号 令和 4年(2022年) 3月31日(木)

(每週 火·金発行)

### 目 次

○熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程・・・・・(総務経営課)

## 登載依頼

熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。 令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

# 熊本県公営企業管理規程第4号

熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

熊本県企業職員の給与に関する規程(昭和41年熊本県公営企業管理規程第16号)の ·部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 号を加える。

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当 第7条の6中「第7条の5」を「前条まで」に改め、同条を第7条の7とし、第7条の 5の次に次の1条を加える。 (新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当)

- 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染 症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下 同じ。)の患者が滞在する施設のうち管理者が定めるもの又はこれに準ずる区域として管理者が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって管理者が定めるものに従事したときは、特殊動務手当として原染症防疫作業手当を支給する。
- 前項の感染症防疫作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれら 3,000円(新 の者に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事 した場合にあっては、4,000円)とする。 第8条の3第3項中「第7条の3」を「第7条の7」に改める。

附則に次の1項を加える。 (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置) 令和4年6月に支給する期末手当の額については、第2条第1項、同条第2項及び同条第3項の規定にかかわらず、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(今和4年熊本県条例第2号)附則第3項の規定により読み替えられた同条 例附則第2項及び同条例附則第5項の規定の例による。この場合において、同条例附則 第3項の規定により読み替えられた同条例附則第2項及び同条例附則第5項中「任命権 者が人事委員会と協議して定める」とあるのは、「管理者が定める」とする。 則

この規程は、公布の日から施行する。